

別表 1 - 1

補助の種類	研修活動支援
補助対象経費	<p>重点作物の生産・販売等に関する研修活動にかかる経費のうち、移動及び謝礼に要する分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動に要する経費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、市の旅費制度に準ずる。 2 自家用車で移動した場合の車賃は、1キロメートルあたり29円とする。その他、移動に直接要する費用（有料道路利用料）や付随する費用（駐車場料金等）も対象とする。 3 宿泊を伴う旅行商品を利用し、移動に要する経費の内訳が不明な場合は、旅行商品の2/3の額を移動にかかる分とする。
補助要件	<p>次の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、重点作物の生産者又はその予定者で組織する3名以上の団体であること。 2 事業主体となる者が、本市に事務局等の本拠を置く団体であること。 3 事業主体となる者、または事業参加者が市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の4/5以内（100円未満切捨）</p> <p>上限 100,000円</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業計画書（別記様式第2-1-1号） (2) 行程表 (3) 見積書の写し (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-2号）
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2-1-2号） (2) <u>研修中の記録写真（2, 3枚）</u> (3) 領収書の写し

別表 1 - 2

補助の種類	種苗購入支援
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 サクランボ及びモモの苗木購入に要する経費 2 スイカ及びトマトの種苗購入に要する経費のうち、前年度購入数量との比較による増量分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 重点作物を作付けする農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 購入する苗木が村山市果樹産地構造改革計画の振興品種であること。 4 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/3以内（100円未満切捨）</p> <p>上限 サクランボ1,500円/1本、モモ800円/1本 スイカ・トマト80円/1株・1粒</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-2号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) やまがた紅王（山形C12号）を購入する場合は、生産者登録証の写し (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）

別表 1 - 3

補助の種類	雨よけハウスビニール被覆作業委託支援
補助対象経費	サクランボの生産にかかる経費のうち、雨よけハウスのビニール被覆作業の委託に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に住所を有する満65歳以上の農業経営者であること。 2 被覆作業を施す雨よけハウスが所在する農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業者（以下「事業者」という。）に被覆作業を委託する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 4 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 5 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨） 上限 50,000円
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2 - 3号） (2) 領収書の写し (3) 作業中の記録写真（2, 3枚）又は作業日誌 (4) 位置図 (5) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4 - 1号）

別表 1 - 4

補助の種類	園芸ハウス改修支援
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 サクランボの生産にかかる経費のうち、雨よけハウスにおける作業時の労力低減、安全確保の対策等の機能向上を図る取組を含む改修に要する分 2 トマトの生産にかかる経費のうち、ビニールハウスにおける作業時の労力低減、安全確保・高温対策のための天窓設置等の機能向上又は長寿命化を図る改修に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 改修を施す園芸ハウスの所在する農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 園芸ハウス改修の計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 改修を施す園芸ハウスは、当該面積のうち5分の4以上かつ1年間のうち2分の1以上を当該品目の生産に使用するものであること。 (2) 改修に要する経費に被覆資材は含まない。 4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨） 上限 100,000円
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（別記様式第2-4-1号） (2) 見積書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-4-2号） (2) 領収書の写し (3) 作業中の記録写真（2, 3枚）

別表 1 - 5

補助の種類	かん水・排水対策支援
補助対象経費	スイカの生産にかかる経費のうち、かん水又は排水対策に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 かん水又は排水対策を施す農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 かん水又は排水対策の計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対策を施す農地は、当該対策の耐用年数内においてスイカの生産を行うこと。なお、対策の耐用年数は、かん水チューブ2年、明渠工事4年、暗渠工事10年とし、そのほかの対策については別に定める。 (2) 対策を施した農地を当該対策の耐用年数内においてスイカ以外の作物に使用する場合は、スイカの生産量を維持したうえで行うこと。ただし、スイカの生産量の拡大を目的に別の農地を確保する場合はその限りでない。 4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。 6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨）</p> <p>上限 工事を伴うもの100,000円、資材購入2,000円/個（ポンプは40,000円/台）</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（別記様式第2-5-1号） <u>※工事を伴うもの・ポンプ購入</u> (2) 事業成績書（別記様式第2-5-2号） <u>※資材購入（ポンプ除く）</u> (3) 見積書の写し <u>※工事を伴うもの・ポンプ購入</u> (4) 領収書の写し <u>※資材購入（ポンプ除く）</u> (5) 位置図 (6) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）
実績報告 ※工事を伴うもの・ポンプ購入	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-5-2号） (2) 領収書の写し (3) <u>作業中の記録写真（2, 3枚）</u>

別表 1 - 6

補助の種類	帆柱・枝受支柱導入支援
補助対象経費	1 モモの生産にかかる経費のうち、雪害対策又は樹形確立を目的に行う帆柱・枝受支柱の導入に要する分
補助要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。</p> <p>2 帆柱・枝受支柱を導入する樹体の所在する農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。</p> <p>3 帆柱・枝受支柱を導入する計画が、市長が認めるものであること。主な要点は以下のとおり。</p> <p>(1) 導入する帆柱・枝受支柱は、事業完了後5年内においてモモの生産に使用すること。</p> <p>(2) 導入に要する経費に建築工事費を含む。</p> <p>4 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）に発注する事業であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 事業主体となる者と事業者が、生計を別にし、親族に当たらないこと。</p> <p>6 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。</p>
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨） 上限 50,000円/樹体1本
交付申請	<p>1 申請期限 事業実施の14日前又は3月15日の何れか早い日</p> <p>2 添付書類 (1) 事業計画書（別記様式第2-6-1号） (2) 見積書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）</p>
実績報告	<p>1 報告期限 事業完了後30日を経過する日又は4月5日の何れか早い日</p> <p>2 添付書類 (1) 事業成績書（別記様式第2-6-2号） (2) 領収書の写し (3) 作業中の記録写真（2, 3枚）</p>

別表 1 - 7

補助の種類	交信攪乱剤購入支援
補助対象経費	モモの生産にかかる経費のうち、交信攪乱剤（コンフューザー）の購入に要する分
補助要件	次の全てを満たすものとする。 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 害虫対策を施す農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 害虫対策を施す計画が、市長が認めるものであること。 4 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨） 上限 2,500円/1袋
交付申請	1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日までの何れか早い日 2 添付書類 （1）事業成績書（別記様式第2 - 7号） （2）領収書の写し （3）位置図 （4）市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4 - 1号）

別表 1 - 8

補助の種類	高温障害対策資材購入支援
補助対象経費	サクランボ・スイカ・トマトの生産にかかる経費のうち、高温障害対策を目的に導入する高温障害対策資材購入に要する分（サクランボ用は県補助事業対象外のみ）
補助要件	<p>次の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 高温障害対策を施した農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 さくらんぼ遮光資材は県補助事業対象外で遮光率60%以下であること。 4 導入に要する経費に設置費は含まない。 5 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	<p>補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨）</p> <p>上限 30,000円</p>
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日までの何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2-8号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4-1号）

別表 1 - 9

補助の種類	結実確保対策支援
補助対象経費	サクランボの生産にかかる経費のうち、結実確保対策を目的に行う蜜蜂の導入に要する分（県補助事業対象外のみ）
補助要件	<p>次の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体となる者が、本市に事務所若しくは事業所を置く法人又は本市に住所を有する農業経営者であること。 2 結実確保対策を施す農地が、本市の農地であること。ただし、本市に隣接する市外の農地で、本市産として出荷するため作付けする農地の場合はこの限りではない。 3 結実確保対策を施す計画が、市長が認めるものであること。 4 事業主体となる者及びその世帯が、市税等を滞納していないこと。
補助金の額	定額 3,000円/1群
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請期限 事業完了後30日を経過する日又は3月31日までの何れか早い日 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業成績書（別記様式第2 - 9号） (2) 領収書の写し (3) 位置図 (4) 市税等の納付状況確認同意書（別記様式第4 - 1号）